

## 2020年7月から9月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2020/7/16	モバイルPCの追加取得(その2)	2020.9.18	1式	マイクロシステム㈱	4,521,000	
2020/8/3	遠隔会議用機器の調達	2020.9.30	1式	マイクロシステム㈱	2,794,000	
2020/8/4	河川水系網の変化に係る基盤情報の整備	2020.8.4~2021.3.22	1式	JX金属探開㈱	38,940,000	
2020/8/4	2020年度 教育研究会等に対する授業研究支援	2020.8.4~2021.3.19	1式	㈱朝日広告社	43,991,651	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2020/9/15	四次元地質環境モデルの構築技術の整備にかかわる検討	2020.9.15~2023.3.15	1式	㈱大林組	92,400,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2020/7/13	事業支援システムの追加改修	2020.7.13~2020.7.31	1式	原電エンジニアリング㈱	2,970,000	会計規程第21条第4項
2020/8/6	2020年度実施NUMOホームページリニューアル業務	2020.8.6~2021.3.31	1式	㈱電通東日本	32,120,000	会計規程第21条第4項
2020/8/27	事業支援システムの機能追加	2020.8.27~2020.9.14	1式	原電エンジニアリング㈱	8,338,000	会計規程第21条第4項
2020/9/23	国際共同研究プロジェクトKiNa	2020.9.23~2022.6.30	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	20,000 EURO (2,457,230)	技術協力協定に基づく共同研究 契約額は想定額 ( )内契約額は契約時の為替相当額による換算額

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2020/8/24	地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援事業の実施(2020年度活動分)	2020.4.8~2021.3.15	1式	(一財)日本原子力文化財団	400,637,000	変更後の契約額が5,000万円を超える契約

会計規程(抜粋)

## 第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

## 第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

## 第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。